

定 款

一般社団法人日本臨床検査医学会 Japanese Society of Laboratory Medicine(略称 JSLM)

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本法人は、一般社団法人日本臨床検査医学会と称し、英文では、**Japanese Society of Laboratory Medicine(略称 JSLM)**と表示する。

(事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第 3 条 本法人は、臨床検査医学(臨床病理学)に関する学理およびその応用についての研究発表、知識の交換、会員相互および内外の関連学会との連携協力等を行うことにより、臨床検査医学(臨床病理学)の進歩・普及を図り、もってわが国の学術の発展に寄与することを目的として次条の事業を行う。

(事業)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会、講演会、学術集会の開催
- (2) 学会機関誌、学術図書およびその他の刊行物の発行
- (3) 学会認定臨床検査専門医、名誉臨床検査専門医、臨床検査管理医の資格認定
- (4) 臨床検査士およびその他の臨床検査に係わる資格認定
- (5) 世界病理・臨床検査医学会連合〔**World Association of Societies of Pathology and Laboratory Medicine(WASPaLM)**〕ほか内外の関連諸学術団体・協会との連絡ならびに協力活動
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 5 条 本法人の公告は、電子公告による。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 2 章 基 金

(基金の総額)

第 6 条 本法人の基金の総額は、金 147,000,000 円とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 7 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第 8 条 基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第 3 章 会 員

(種別)

第 9 条 本法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員
臨床検査医学(臨床病理学)ならびに臨床検査に関心を有し、本法人の目的に賛同した者。
- (2) 学生会員
大学、大学院またはこれに準ずる学校に在籍し本法人の目的に賛同した者。
- (3) 賛助会員
本法人の目的に賛同した団体。
- (4) 名誉会員
本法人に多大な貢献をした正会員および功労会員の中から、理事会が推薦し、社員総会で承認を得た者。名誉会員の称号は終身称号とする。
- (5) 功労会員
原則として評議員を 65 歳で定年退任した者の中から別に定める地域別の会員団体が

推薦し、理事会、社員総会の承認を得た者。
功労会員の称号は終身称号とする。

(入会)

第 10 条 正会員、学生会員、賛助会員になろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記載して提出しなければならない。

(会費)

第 11 条 会員は、別途定める会費規定に従って会費を納入しなければならない。

(退会)

第 12 条 退会しようとする会員は、退会届を提出することにより任意に退会することができる。

(除名およびその他の処分)

第 13 条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の特別決議によりこれを除名することができる。

- (1) 本法人の会員としての義務に違反したとき。
 - (2) 本法人の名誉を著しく毀損したとき。
 - (3) 本法人の目的に反する行為があったとき。
- 2 会員に対するその他の処分をするために必要な規定については、別途定める。

(会員たる資格の喪失に関する規定)

第 14 条 会員は、前二条のほか、次のいずれかの事由によりその資格を喪失する。

- (1) 3年間の会費を滞納したとき。
- (2) 成年被後見人および被保佐人の審判を受けたとき。
- (3) 死亡、失踪宣告ならびに団体の会員ではその団体が解散したとき。

第 4 章 社 員

(社員)

第 15 条 正会員の中から 10 名以上 300 名以下の評議員を選出し、この評議員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という)上の社員とする。

- 2 評議員は、正会員の中から概ね 10 名に 1 名の割合とする。評議員の選出は社員総会の決議による。評議員を選出するために必要なその他の規定については、別途

定める。

3 評議員の任期は 5 年とし、再任を妨げない。評議員が任期中に満 65 歳に達する場合は、その年の事業年度の末日までとする。ただし、理事である場合は、満 65 歳の誕生日の次の定時社員総会までとする。また、評議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴え(一般法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(一般法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない(当該評議員は、理事および監事の選任および解任(一般法人法第 63 条及び第 70 条)ならびに定款変更(一般法人法第 146 条)についての議決権を有しないこととする。

4 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる正会員の権利を、評議員と同様に本法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧)
- (2) 一般法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧)
- (3) 一般法人法第 57 条第 4 項の権利(社員総会の議事録の閲覧)
- (4) 一般法人法第 50 条第 6 項の権利(社員の代理権証明書等閲覧)
- (5) 一般法人法第 52 条第 5 項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧)
- (6) 一般法人法第 129 条第 3 項の権利(計算書類の閲覧)
- (7) 一般法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧)
- (8) 一般法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項および第 256 条第 3 項の権利(合併契約の閲覧)

5 評議員としてふさわしくない行為のあった場合または特別の事情のある場合には、別に定める規定による委員会にて審議し、その任期中であっても社員総会の決議をもって、これを解任することができる。評議員を解任するために必要なその他の規定については、別途定める。

- (退社)
- 第 16 条 評議員はいつでも退社することができる。ただし、1 ヶ月以上前に当法人に対して、別に定める退社届けを提出し、退社の予告をするものとする。
- 2 前項の場合のほか、評議員は次に掲げる事由により退社する。
- (1) 総評議員の同意
 - (2) 定款に定めた事由の発生
 - (3) 死亡ならびに団体ではその団体が解散したとき。
 - (4) 会員資格を喪失したとき。

第 5 章 社員総会

- (構成)
- 第 17 条 社員総会は全ての評議員をもって構成する。

- (権限)
- 第 18 条 社員総会は次の事項について決議する。
- (1) 理事および監事の選任または解任
 - (2) 計算書類などの承認
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散および残余財産の処分
 - (5) 会員の除名および評議員の解任
 - (6) 当法人運営上の重要事項
 - (7) その他法令またはこの定款で定められた事項

- (開催日)
- 第 19 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、その必要があるときに随時開催する。

- (招集)
- 第 20 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき理事長が招集する。理事長に事故がある場合には、あらかじめ理事会で定めた順序に従い他の理事がこれを行う。
- 2 総評議員の議決権の 10 分の 1 以上を有する評議員は、社員総会の目的である事項および招集の理由を示すことにより、理事長に対し社員総会の招集を請求できる。

- 3 社員総会の招集通知は、開催日 7 日前までに各評議員に対し発するものとする。ただし、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに発するものとする。

- (議長)
- 第 21 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故がある場合には、あらかじめ理事会で定めた順序に従い他の理事がこれを行う。

- (議決権)
- 第 22 条 社員総会における議決権は評議員 1 名につき 1 個とする。

- (議決権の行使)
- 第 23 条 本法人の評議員は、あらかじめ届け出た代理人によってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。
- 2 当該議事について書面又は電磁的方法をもって意思表示した者、又は委任状をもってあらかじめ意志表示した者は出席者とみなす。

- (決議)
- 第 24 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を越える評議員が出席し、出席評議員の議決権の過半数をもって、これを決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- (議事録)
- 第 25 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長および社員総会に出席した評議員より選出された議事録署名人 1 名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事および監事

(理事)

第26条 本法人の理事は、10名以上25名以下とする。

(監事)

第27条 本法人の監事は、1名以上3名以下とする。

(選任)

第28条 本法人の理事および監事は社員の中から社員総会の決議によって選任する。

2 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

3 理事長は、理事および監事の選任を定時社員総会の決議に諮る場合、理事および監事選任議案を作成して提出しなければならない。ただし、理事および監事選任議案を作成するために必要なその他の規定については、別途定める。

4 本法人の運営を円滑に行うために理事長は、若干名の常任理事を指名し、理事会において承認決定する。ただし、常任理事を選出するために必要なその他の規定については、別途定める。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の時までとする。ただし、重任は3回までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の時までとする。

3 理事および監事の定員を欠くに至った場合については、別途定める。ただし、補欠として選任された理事および監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(理事および監事の報酬)

第30条 理事および監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

(理事長および副理事長)

第31条 理事長は、理事の中から理事会の決議によって選出される。

2 理事長は本法人の業務を総理する。

3 理事長は理事の中から副理事長を指名し、

理事会において承認決定する。ただし、副理事長を選出するために必要なその他の規定については、別途定める。

4 前第1項および第3項の理事長および副理事長を代表理事とする。

5 理事長に事故がある場合には、副理事長が理事長の職務を代行する。

6 理事長および副理事長の重任は、1回までとする。

(理事会)

第32条 本法人は理事会を置き、年2回以上開催するものとする。

2 理事会は業務執行その他法令または定款に規定する事項につき決定する。ただし、日常の業務その他重要でない事項については理事会の決議に基づき理事長に委ねることができる。

3 理事会を招集するには開催日の3日前までに招集通知を送付することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮または理事全員の同意により省略することができる。

4 理事会の決議は理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数の決議によってこれを決する。

5 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その議案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 学術集会

(学術集会長)

第34条 学術集会は、学術集会長がこれを主催する。

2 学術集会長は、評議員の中から理事会で選出し、社員総会の決議によって行う。

(臨時会費)

第 35 条 学術集会における会員以外の連名発表者から臨時会費を徴収することができる。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 36 条 本法人は、委員会を置くことができる。
2 委員会の設置または解散は、理事会の議決による。
3 委員会の運営については、別途定める。

(委員長の委嘱)

第 37 条 委員会の委員長は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

第 9 章 地域活動

(地域活動)

第 38 条 本法人は、必要の地にて地域活動を行うことができる。地域活動のために必要なその他の規定については、別途定める。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 39 条 本法人の事務を処理するため事務局を置く。
2 事務局の職員は、理事長が任免する。

第 11 章 計 算

(事業年度・剰余金の分配・剰余財産の帰属)

第 40 条 本法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

2 本法人は、特定の個人または団体に剰余金の分配は行わない。

3 本法人が清算をする場合において有する剰余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 その他

(準拠すべき法律)

第 41 条 本定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによるものとする。

平成 17 年 11 月 17 日作成

平成 17 年 12 月 21 日承認

平成 18 年 1 月 12 日認証

平成 18 年 2 月 2 日施行(法人設立)

平成 18 年 8 月 19 日改定

平成 19 年 3 月 31 日改定

平成 20 年 11 月 8 日改定

平成 20 年 12 月 1 日施行(一般社団法人に移行)

平成 21 年 8 月 26 日改定

平成 22 年 3 月 28 日改定

平成 25 年 3 月 24 日改定

平成 26 年 3 月 29 日改定

平成 29 年 3 月 26 日改定

令和元年 11 月 21 日改定

令和 3 年 11 月 11 日改定

令和 4 年 3 月 27 日改定

令和 4 年 11 月 17 日改定

一般社団法人 日本臨床検査医学会細則

総 則

本細則は一般社団法人日本臨床検査医学会（以下、「本法人」）の定款に基づく運用に際し、細部を規定するものとする。細則の変更・改定は理事会が承認決定する。

1. 会員細則

（総則）

第1条 この細則は、本法人定款第3章の会員に関し、定款で定める以外の必要な事項を定めることを目的とする。

（会員の種類）

第2条 この細則で会員とは、正会員、学生会員、賛助会員、名誉会員および功労会員をいう。

（会員ができる行為）

第3条 会員（賛助会員を除く）は、以下のことができる。

- (1) 学術集会時の総会に出席し意見を述べること。
- (2) 本法人の社員総会議事の要領および議決した事項について、会告にて通知を受けること。
- (3) 本法人の学術集会および機関誌において研究成果を発表し、報告を行うこと。
- (4) 本法人の発行する機関誌およびその他の学術刊行物の配布を受けること。
- (5) 本法人ホームページの会員限定ページを閲覧すること。
- (6) 本法人の目的に賛同のもと、地域活動として、支部の活動に参加すること。

2 賛助会員は、以下のことができる。

- (1) 本法人の社員総会議事の要領および議決した事項について、会告にて通知を受けること。
- (2) 本法人の発行する機関誌の配布を受けること。
- (3) 本法人ホームページの機関誌閲覧サービスを利用すること。
- (4) 本法人の機関誌およびホームページに賛助会員名を掲載すること。

(5) 本法人の学術集会において共催セミナーの開催を申請すること。

3 正会員は、評議員（社員）の候補者申請ができる。

4 医師の資格を有する会員は、臨床検査専門医と臨床検査管理医の受験資格を得ることができる。

5 名誉会員と功労会員は、社員総会に出席し発言できるが、議決権はない。

（機関誌等の配布）

第4条 当該年度の会費を年度内に納めた会員は、その年度の本法人の機関誌およびその他の学術刊行物の配布を受けることができる。

（入会）

第5条 会員になろうとする者は、学会ホームページより入会申請を行い、会費を支払う。

2 入会日は、入会申請後会費を納入した日とする。

（会費）

第6条 会費年額は、正会員は13,000円、学生会員は7,000円、賛助会員は一口50,000円で一口以上、功労会員は7,000円を納入する。名誉会員は会費を納入することを要しない。

（異動の届出）

第7条 会員は、本細則第5条第1項の入会申請の記載事項に変更があった場合は、すみやかに会員マイページの基本情報を変更する。

（休会）

第8条 会員は、次の場合には休会することができる。

- (1) 留学または休職の場合
 - (2) その他止むを得ない理由により理事長が認めた場合
- 2 休会の期間は、会員からの届け出日より始まり、復会の届け出日に終了する。
- 3 休会の期間が2年をこえる場合には、その時点において延長の届け出をする。この場

合において延長は1年毎に行う。

- 4 前2項の届け出は、書面で行う。
- 5 休会者については、会費の納入を免除し、本法人の機関誌およびその他の学術刊行物の配付、会員履歴等の会員資格を停止する。
- 6 休会の届け出をした場合において届け出た期間が終了して1年経過したときは、その日をもって退会の届け出があったものとみなす。

(退会の届出)

第9条 退会しようとする会員は、理事長に退会届を提出する。

- 2 退会日は、退会届を提出した日とする。
- 3 退会者については、本法人の機関誌およびその他の学術刊行物の配付、会員履歴等の会員資格を停止する。

(会員たる資格の喪失)

第10条 定款第14条に定める会員たる資格の喪失に関する事項については、理事会において決定する。

(評議員会費)

第11条 定款第4章の評議員は、評議員会費として正会員会費に加えて年額2,000円を納入する。

(臨時会費)

第12条 本法人の学術集会および機関誌における会員以外の連名者は、年額2,000円を納入する。

- 2 既納の臨時会費は返還しない。

(会費の納入)

第13条 会費(賛助会員を除く)は、毎年1月から12月までの年度会費を、当該年度の3月末日までに一括納入する。

- 2 賛助会員は、当該年度中に年度会費を一括納入する。
- 3 退会者は、退会時において未納会費がある場合は、すみやかに納入しなければならない。
- 4 会員が復会した場合は、復会時に当該年度の会費を納入しなければならない。
- 5 既納の会費は、年度の途中で休会した場合または会員でなくなった場合であっても返還しない。

(処分)

第14条 定款第13条の除名その他の処分は、コンプライアンス委員会で審査し、理事会で承認する。ただし、除名については社員総会(評議員会)で決議する。

平成17年1月1日施行
平成20年11月8日改定
平成25年8月25日改定
令和元年10月18日改定
令和3年7月3日改定

2. 地域活動に関する細則

(総則)

第1条 地域における本法人の学術振興、学会活動の補完のため、下記の地域において支部を組織する。

- (1) 北海道
- (2) 東北
- (3) 関東・甲信越
- (4) 東海・北陸
- (5) 近畿
- (6) 中国・四国
- (7) 九州

第2条 各支部は、前条第(1)号から第(7)号の地域ごとに日本臨床検査医学会〇〇支部(〇〇には前条第(1)号から第(7)号までの地域名が入るものとする)と称する。

第3条 本法人の正会員は、前章1. 会員細則第4条記載の機関誌の送付先として届け出た所在地に属する支部に所属する。

第4条 各支部は、それぞれ組織・構成および運営に関して必要な規約を定め、独自に活動を行うことができる。

- 2 各支部は、支部固有の会員を持つことができる。

(支部活動)

第5条 各支部は、以下の事業を行う。

- (1) 支部総会の開催
- (2) 支部例会の開催
- (3) 支部学術集会の開催
- (4) その他必要な事業

- 2 支部総会は支部総会長がこれを主催するものとし、支部総会長は原則として本法人の会員とする。

- 3 支部例会は支部例会長がこれを主催するものとし、支部例会長は原則として本法人の会員とする。
- 4 支部学術集会は支部総会長または支部例会長がこれを主催するものとする。
- 5 本法人以外の学術団体と合同で支部学術集会を開催する際には、支部学術集会のみの参加費を設定するものとする。

(役員)

第6条 各支部には次の役員を置く。

- (1) 支部長
- (2) 支部幹事
- (3) 支部監事

2 支部長、支部幹事は本法人の会員とする。

(会計)

第7条 各支部の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第8条 本法人は、各支部に対して支部所属の正会員数に応じて経費の一部を交付できる。

第9条 各支部は、本法人より交付された経費で行った事業について本法人に事業内容および支出内訳(収支決算)を報告する。

第10条 各支部は、毎事業年度の事業報告について、当該事業の記載とともに、計算書類の内訳において事業の収支を明らかにし、記録に残して7年間保存する。

平成25年8月25日施行

令和3年7月3日改定

令和5年7月8日改定

3. 役員等の選出に関する細則

第1章 総 則

第1条 本法人の役員および社員(評議員)は、本法人の定款に定められたことのほかは、この細則に従って選出される。

第2章 評議員の選出および解任

第2条 評議員とは、本法人の定款第15条の定めによるほか、この細則に基づき選出された者であって、正会員を代表して社員総会で

議決を行う者をいう。

第3条 評議員の候補者は以下の(1)～(4)の項目を満たす者とする。

- (1) 5年以上の会員歴を有する者
- (2) 以下のいずれかを満たす者。

1) 過去5年間のうち3回以上学術集会に参加した者、かつ、過去5年間の学術集会で一般演題を3演題以上発表し、うち1回以上は筆頭者として発表した者。

2) 学術集会のシンポジウムあるいは特別講演に筆頭者として発表した者。

(3) 本法人の機関誌の査読に協力できる者。

(4) 地域活動を含め本法人に多大な貢献をした者。ただし、医師の場合は原則として本法人が認定する臨床検査専門医あるいは日本専門医機構が認定する「基本領域 臨床検査専門医」であることが望ましい。

2 本法人認定研修施設の指導責任者および日本専門医機構認定臨床検査領域基幹施設の統括責任者は前項条件を満たさなくても資格を有するものとする。

第4条 評議員候補者はそれぞれの支部における推薦手続きにより選出され、支部長より履歴書、業績目録を添えて理事長に推薦された者とする。ただし、推薦にあたっては被推薦者の了解を得なければならない。

2 候補者は理事会で審査し、社員総会で決定、承認を得る。

3 評議員の定数は各支部における会員総数の概ね10名に1名の割合をもって選出される評議員の合計数とする。端数が生じた場合は、支部ごとにそれぞれ切り上げるものとする。

4 評議員は毎年選出する事ができる。

5 評議員の再任にあたっては5年間に、3回以上社員総会に出席し、かつ本法人が以下に定めた単位を50単位以上取得することを要する。なお、50単位のうち20単位は本法人学術集会または本法人特別例会への出席により満たすものとする。社員総会への出席と取得単位については、評議員審査委員会で審査し、再任については、社員総会で決議する。

単位表	出席	発表
日本臨床検査医学会学術集会	10	10(5)
日本臨床検査医学会特別例会	10	10(5)
日本臨床検査医学会支部総会	5	5(2.5)
日本臨床検査医学会支部例会	5	5(2.5)
学術論文および著書 (臨床検査に関する)		5(2.5)
本法人機関誌の査読		2.5

筆頭者(共同演者)

第5条 定款第4章第15条第5項による評議員の解任にあたってはコンプライアンス委員会で審査し、理事会で承認を得たうえで、社員総会の決議をもって行う。

第3章 理事長、副理事長、理事および監事の選出

第6条 本法人の理事は、就任年度の4月1日に満63歳以下であることを要する。

2 本法人の理事は、以下の3種類に種別される。

- ① 評議員の中から評議員の無記名投票により選出されて候補となった理事(以下、「選挙理事」)
- ② 支部からの推薦により候補となった理事(以下、「支部理事」)
- ③ 次期理事長予定者または理事長からの指名により候補となった理事(以下、「指名理事」)

第7条 選挙理事の定員は原則として10名とする。

- 2 任期中に理事の任期が連続して8年を超える者は被選挙権を有さない。
- 3 常任理事(業務執行理事)は、選挙理事の中から選出されることを慣例とする。

第8条 支部理事の定員は7名とする。

- 2 支部は、任期中に理事の任期が連続して8年を超える者を支部理事として推薦できない。

第9条 指名理事は、選挙理事および支部理事の領域・職域などを補完するために置く。

- 2 指名理事の定員は4名以内とする。
- 3 理事長が就任後に推薦する指名理事は、理事長が就任した事業年度終了前に就任しなければならない。ただし、指名理事に欠員が生じた場合は、その限りではない(第13条

3項による)。

- 4 理事長は、任期中に理事の任期が連続して8年を超える者を指名理事として推薦できない。

第10条 次期理事長予定者は、選挙理事候補者の中から選出されることを慣例とする。

第11条 副理事長は、理事長が選挙理事の中から1名を指名する。

第12条 監事は、評議員の中から評議員の無記名投票により選出され、定時社員総会の決議によって選任する。

- 2 監事の定員は2名とする。
- 3 監事の任期は4年とし、任期中に満65歳を越えてもなお、任期は継続するものとする。

第4章 理事および監事の欠員の補充

第13条 選挙理事に欠員が生じた場合は、残存期間や業務分担を考慮し、欠員補充の要否を理事会で決定する。欠員の補充を行う場合は、直近の選挙理事の選挙における次点者が就任可能であれば補欠候補者とする。不可能な場合には補欠選挙を行って選出する。

- 2 支部理事に欠員が生じた場合は、支部は速やかに後任候補者を推薦する。
- 3 指名理事に欠員が生じた場合は、残存期間や業務分担を考慮し、欠員補充の要否を理事会で決定する。
- 4 監事に欠員が生じた場合は、原則として欠員を補充する。その場合は、当該監事を選出した選挙における次点者が就任可能であれば補欠候補者とする。不可能な場合には補欠選挙を行って選出する。ただし、残存期間が短い場合は、理事会の決定により補充しないことを認めることができる。
- 5 補欠の理事および監事についても社員総会の決議によって選任する。
- 6 補欠として選任された理事および監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

第5章 選挙管理委員会

第14条 理事長は、評議員または評議員経験者の中から選挙管理委員を若干名任命し、選

- 挙管理委員会を組織する。
- 2 選挙管理委員会委員は、理事および監事の被選挙権を有さない。
 - 3 選挙管理委員会は、理事および監事の選挙に関する業務を別途定める規定に基づいて行う。
 - 4 選挙管理委員会は、選挙に関する疑義を適正に処理する。
 - 5 選挙に関する日程、投票の方法は、選挙管理委員会で決定する。

第6章 役員選任に関する議案の作成

- 第15条 選挙管理委員会委員長は、選挙終了後速やかに、次期選挙理事候補者の互選による次期理事長予定者の選出を指示する。
- 2 次期選挙理事候補者は原則として一堂に会して、監事の立ち会いのもと協議もしくは投票により次期理事長予定者を選出する。ただし、投票を行う場合は第16条に従う。
 - 3 次期理事長予定者は、副理事長候補者、常任理事候補者、指名理事候補者を指名する。
 - 4 理事長は、次期の理事および監事の選任議案を作成する。
 - 5 次期理事長予定者は、理事会で理事長として選出された後、副理事長および常任理事候補については理事会で承認を受ける。

第7章 次期理事長予定者の選挙による選出

- 第16条 次期理事長予定者は、最多得票数を獲得した理事候補者とする。
- 2 最多得票数獲得者が複数の場合は、協議を行い決定する。
 - 3 協議により決定できない場合は、くじ引きとする。

平成12年11月3日施行
 平成20年11月8日改定
 平成21年5月30日改定
 平成25年8月25日改定
 平成26年3月29日改定
 平成28年3月27日改定
 平成29年3月26日改定
 平成29年9月2日改定
 平成30年3月24日改定
 平成30年10月27日改定

令和元年10月18日改定
 令和3年7月3日改定
 令和4年3月27日改定

4. 委員会細則

(総則)

- 第1条 本法人の定款その他の細則で定めるもののほかは、委員会の組織、運営はこの細則による。
- 2 理事会は、各委員会の組織、任務および存続について審議する。

(活動)

- 第2条 委員会は、本法人の対象とする領域における学術および事業の発展を期するため、理事会で採択された事項について調査研究する。

(構成)

- 第3条 委員会には理事会での意向を反映させるために担当する理事(担当理事)を置く。
- 2 担当理事は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 第4条 委員会は、委員長1名および委員若干名をもって構成する。必要な場合、副委員長を置くことができる。
- 2 委員会は、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

- 第5条 委員長は、評議員のなかから選出され、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 2 前項の規定にかかわらず、学術集会企画委員会の委員長は、学術集会会長が務める。
 - 3 副委員長は、委員の互選により選出し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
 - 4 委員長は、当該委員会を代表し、統括する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
 - 6 委員長は、当該委員会を必要に応じて招集する。
 - 7 委員長は、定例理事会に当該委員会の活動状況を書面で報告する。

- 第6条 委員は本法人の会員のなかから選出され、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 2 前項の規定にかかわらず、学術集会企画委員会の委員は、常任理事および次期学術集

会会長が務める。

- 3 委員長は、必要に応じて本法人会員以外からも若干名のアドバイザーを推薦できる。アドバイザーは、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

(任期)

- 第7条 委員長、副委員長、委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の時までとし、再任を妨げないが引続き4年を超えてはならない。ただし、理事長が継続の必要性があると認めた場合は、この限りではない。
- 2 任期中の退任に伴う新任者の任期は、前任者の残存期間とする。

(小委員会など)

- 第8条 委員会は、必要に応じて小委員会、調査会、専門部会などを置くことができる。
- 2 小委員会、調査会、専門部会などの設置、解散は当該委員会の議決による。

(アドホック委員会)

- 第9条 理事会は、必要があると認めた場合、アドホック委員会を設置することができる。
- 2 アドホック委員会は、設置時の目的を終了したとの委員長の判断により、理事会の承認を経て解散する。

(委員会業務)

- 第10条 各委員会の目的、事業は、別途定める。

平成12年11月3日施行

平成20年11月8日改定

平成25年8月25日改定

平成26年3月29日改定

平成28年3月27日改定

平成28年8月20日改定

附則

1. 本法人の役員の任期は、本定款および細則変更の効力発生後に就任する者について適用する。
2. 監事任期中は名誉会員、功労会員の推薦対象とならない。

平成28年12月24日制定

令和3年12月25日改定

名誉会員推薦に関する運用規則

(適用)

- 第1条 この規則は、本法人の名誉会員推薦の原則について、定款第9条に規定することのほか、以下のとおり定めるものとする。

(名誉会員)

- 第2条 名誉会員として推薦される者は、以下のいずれかに該当する者で、推薦の行われる年の12月31日の時点で65歳以上でなければならない。なお、理事長、理事、監事任中は推薦対象とならない。
 - (1) 理事長(旧学会長)経験者
 - (2) 世界病理臨床検査医学会連合会議(WASPaLM)会長経験者
 - (3) アジア臨床病理臨床検査医学会連合会議(ASCPaLM)会長経験者
 - (4) 理事・監事あわせて8年(4期)以上の経験者
 - (5) 日本臨床検査医学会の発展に著しい貢献のあった者

平成28年12月24日制定

令和3年12月25日改定

臨床検査士資格認定制度運用規則

(総則)

- 第1条 本運用規則は、一般社団法人日本臨床検査医学会(以下、「本法人」)の定款に基づく臨床検査士資格認定制度の運用について定めるものとする。

(目的)

- 第2条 標記認定制度は、本法人が公益社団法人日本臨床検査同学院(以下、「同学院」)との共催のもと、臨床検査士資格認定試験を実施し、その学識・技術を認定することを目的とする。

(臨床検査士資格の種別)

- 第3条 臨床検査士資格の種別には、二級臨床検査士、一級臨床検査士、緊急臨床検査士がある。

(資格認定の方法)

- 第4条 同学院の定める試験委員会規程に従い資格認定試験を実施する。資格の認定は、本法人及び同学院が共同で行うものとする。同学院に認定料を納付した者には、本法人及

び同学院が発行する資格認定証を交付する
ものとする。

規程に従う。資格更新の認定は、本法人及
び同学院が共同で行うものとする。

(一級臨床検査士の更新)

平成 29 年 3 月 26 日制定

第 5 条 一級臨床検査士の更新は、同学院の定める